

## 芦屋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例（案）の一部改正について

### 1 改正の趣旨

地域包括支援センターにおける人員確保の対応として職員配置の柔軟化をする等のため（第3条関係）

### 2 内容

#### （1）常勤換算方法による職員配置

地域包括支援センター運営協議会が、第1号被保険者数及び地域包括支援センターの運営状況を勘案し必要と認めるときは、常勤換算方法（※）により、常勤の3職種（保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）の職員を置くことができる。

※ 常勤換算方法とは、当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員数を常勤職員の員数に換算する方法をいう。

#### 常勤換算方法による職員配置（例）

職員A	主任介護支援専門員等	週5日勤務＝1.0人（常勤）
職員B	社会福祉士等	週5日勤務＝1.0人（常勤）
職員C	保健師等	欠員状態



職員A	主任介護支援専門員等	週5日勤務＝1.0人（常勤）	} 1.0人（常勤換算）
職員B	社会福祉士等	週5日勤務＝1.0人（常勤）	
職員C	保健師等	週3日勤務＝0.6人	
職員D	保健師等	週2日勤務＝0.4人	

#### （2）複数拠点で合算して3職種を配置

配置基準の原則にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに3職種の常勤職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ常勤職員の配置基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤職員の員数の基準は、3職種のうちから2人とする。

介護保険法施行規則の改正(案)

現行の配置基準は存置しつつ、**市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置することを可能とする**

注) 市町村の事務負担に配慮し、本改正に伴う条例改正について1年の猶予期間を設ける。



- このほか、人材確保が困難となっている現状等を踏まえ、センターの職員配置について以下の対応を実施
  - ・ センターに置くべき常勤の職員について、運営協議会で必要と認める場合は、常勤換算方法によることができることとする(介護保険法施行規則の改正(案))
  - ・ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事(専任が否かは問わない。)した期間が通算5年以上である者」を追加(通知改正(案))

(厚生労働省社会保障審議会介護保険部会(第110回)資料から抜粋)

3 施行期日  
公布の日

以上